

関係各位

第16回信州・松本そば祭り実行委員会
会長 松本市長・松本広域連合長 菅谷 昭
実行委員長 市民タイムス代表取締役社長 新保 力

第16回 信州・松本そば祭り
「素人そば打ち段位認定会」三段位参加募集のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

近年、そばは良質な食材として見直され、そばの味・その効用・生活を楽しむ為のそば打ちと、全国的にもそばに対する関心が高まっております。長野県内各地でも、秋の新そば祭りが盛大に開催され、プロから素人愛好家の活躍により地域の活性化に大きな貢献を果たしております。昨年開催された、「第15回 信州・松本そば祭り」においても県内外から3日間で延べ約14万人が来場し大盛況を博しました。

平成16年の第1回開催から本年度で第16回目を迎える本イベントは、現在、松本市民の間では、秋のメインイベントとして位置づけられるまでになりました。

そこで、10月12日～14日の3日間開催される「第16回信州・松本そば祭り」においても、より一層そばの普及とその文化の振興を図ると共に、全国各地のそば処とそば文化の交流を、関係団体あげて楽しみにしております。

つきましては、別紙募集要項の通り「素人そば打ち段位認定会」を開催致します。内容をご検討のうえ、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

敬白

第16回信州・松本そば祭り 素人そば打ち段位認定会 三段位 参加募集要項

- (1) 主催：一般社団法人 全麺協中日本支部
- (2) 主管：信州松本そば推進協議会
- (3) 後援：一般社団法人 全麺協、第16回 信州・松本そば祭り実行委員会
- (4) 目的および実施基準
全麺協素人そば打ち段位認定制度基本要綱ならびに審査基準規程による
- (5) 開催日時：令和元年10月12日（土） 9:30～16:00
- (6) 開催場所：松本市中央体育館・Mウイング北8F
（長野県松本市中央1-23-2 TEL.0263-32-1132）
- (7) 募集人員：48名（募集人員が定員を超えた場合は、主催者が選考します）
- (8) 応募規定
- ・手打ちそば愛好家で、そば打ちを職業としない方
 - ・二段位を取得後1年以上経過していること
 - ・全麺協の段位認定制度に準じた方
- (9) 申し込み方法
別紙参加申し込み書に必要事項を記入の上申し込みください
- (10) 申し込み先
〒390-0863 松本市白板1-9-39 株式会社日本広告内
第16回信州・松本そば祭り実行委員会事務局分室 担当 南澤／岩垂
TEL0263-33-8002/FAX0263-35-2308
ホームページ <http://www.sobamatsuri.jp/>
※お電話でのお問合せは、(月)～(金)9:00～18:00でお願い致します
- (11) 締め切り・決定通知
- ・令和元年8月19日(月)※当日必着
 - ・出場決定通知は令和元年8月30日(金)より郵送します
- (12) 段位認定
- ・全麺協が定める「素人そば打ち段位認定制度基本要綱」「素人そば打ち段位認定制度審査基準規程」に準ずる厳正な判定による
 - ・認定証の交付
- (13) 受験料／認定料
- ・受験料：10,000円
 - ・認定料：12,000円
- (14) 選考の目安
募集人数が定員を超えた場合は、以下の選考基準を優先します
- ・全麺協中日本支部の個人会員、特別個人会員である
 - ・全麺協中日本支部の地区に在住している
 - ・申し込み書を丁寧にしっかりと記入している
 - ・その他、実行委員会の開催主旨などを勘案する
- ※全麺協中日本支部：山梨県、長野県、静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県

参加者の個人情報、大会のご案内・ご連絡・全麺協段位認定登録及びプログラムの掲載に限って使用させていただきます。又、個人情報は第16回信州・松本そば祭り実行委員会の厳重な管理のもと、大会運営を担当する会社に預託させていただきます。

一般社団法人 全麵協 素人そば打ち段位認定制度基本要綱

第1条 目的

この要綱は、一般社団法人全麵協以下「全麵協」という。が実施する素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という。)に関し、その円滑な運営を図るため、基本的な事項について定めることを目的とする。

第2条 段位認定制度の趣旨および目標

全麵協定款の目的、事業にそって段位認定事業を遂行し、全麵協の目的であるそばを通じた人間形成を目指し、心豊かで活のある生活の実現を図るとともに、地域活性化に切り進む各種団体と連携し、そばによる地域振興を進めることに寄与する。またそばに親しむ人が、全麵協が定める「そば道」を極めることを目標とする。

第3条 段位認定部および部会

全麵協定款第38条に基づき「段位認定事業部」(部長普及部)の組織は次のとおりとする。
(1) 段位認定部、段位普及部に部長を置き、部長は理事長の指名により理事をもってあてる。

第4条 段位認定部、段位普及部の任務

- 1) 段位認定部の任務は、次の各号に定める通りとする
 - ① 段位認定会における合格者に対する段位の付与業務
 - ② 「そば道」理念の普及と普及推進
 - ③ 段位認定登録者(以下「認定登録者」という)の管理
 - ④ 素人承認届の管理
 - ⑤ 段位認定会の技能審査、書類審査等のあり方および審査方法の検討
 - ⑥ 段位認定会の開催の審査等
 - A 段位認定会開催委員の指定
 - I 段位認定会開催の指導および支援
 - U 段位認定会開催時の審査員の指名
 - E 段位認定会開催結果の確認
 - ⑦ 段位認定審査員の選考および認定手続
 - A 特任審査員の推薦
 - I 全国審査員を選考し第10条に定める「段位認定審査員選考委員会」(以下「審査員選考委員会」という)への推薦
 - U 地方認定審査員(以下「地方審査員」という。)任用講習会の実施
 - E 地方審査員認定申請者に対する書類審査及び審査能力の判定と選考委員会への推薦
 - カ 各審査員台帳の管理
 - ク 各審査員の更新手続の実施
 - ⑧ 段位認定審査員の審査能力向上対策の実施
 - A 特任審査員、全国審査員会議の開催および技能審査チェック項目、補足説明の検討
 - I 地方審査員技術研修会の実施および指導
 - U 段位認定会における審査結果の分析および指導
 - ⑨ 段位認定会の実施及び開催指導
 - A 地域認定会、支部認定会の開催指導
 - I 全国認定会(四段位、五段位認定会)認定講習会の実施
 - U 全国認定会(四段位認定会)事前審査(小論文、取得単位)の実施
 - E 全国認定会(五段位認定会)一次審査および筆記試験の実施
 - カ 全国認定会(五段位認定会)本審査の実施
 - ⑩ 段位認定制度関係規程等の検討及び改正手続
 - ⑪ その他段位認定制度の運営全般に関する事項
- 2) 段位普及部の任務は、次の各号に定めるとおりとする。
 - ① そば打ち技術の普及
 - A 全麵協認証そば打ち教室、道場の開設承認
 - I 全麵協認証そば打ち教室、道場の指導員の派遣
 - U 段位認定受験希望者に対するそば打ち技術指導
 - E 全麵協主催そば打ち技術講習会の開催
 - カ 全麵協研修センターの運営に関する事項
 - ② 指定指導員の運用
 - A 指定指導員会議の開催
 - I 指定指導員による新規段位認定受験希望者への普及活動の実施
 - U そば博覧会等におけるそば打ち体験教室の実施
 - ③ 郷土そば打ち技術の保存および継承
 - A 郷土そば打ち技術の映像保存
 - I 郷土そば打ち技術の研究と継承

第5条 素人の定義

段位認定制度に於いて、「素人」とは「そばの専門家でなく、それを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項は「素人」と認定するものとする。

- 1) 前条第2項第1号に定める「全麵協認証そば教室」でそばに関する知識、技術の指導を行い初回の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
- 2) 全麵協が開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し初回の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
- 3) 地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設等の駅、公民館等においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識、技術の普及に努めたと認められる場合には日当等の支給を受けても「素人」と認定する。2前2項に照らさずそば道認定制度の目的から見て「素人」であるか否かの判断で、疑義が生じたときは、段位認定部において検討判断するものとする。ただし、重要な事案については、理事会に報告するものとする。

第6条 段位認定会の受験資格

- 1) 「段位認定審査初段位認定会」は「何人」も受験することができる。ただし、段位認定者は、地域におけるそばの活動等を行う指導者としての役割が求められていることから、最小対象年齢を13歳とする。
- 2) 二段位及び三段位の段位認定会を受験する者は、全麵協定款に基づき制定された会費納入規程の定めにより、全麵協正会員の年会費に個人会員として年間の納入基準額2,000円を、正会員団体に入所属していない者は特別個人会員としての納入基準額5,000円を納付していただく必要がある。ただし、高校生以下の子供は、全麵協正会員団体に入所属しておらず納入基準額2,000円を納入していない者又は会費納入規程第2条第3項に定める特別個人会員としての納入基準額5,000円を納入していない者であっても受験することができるものとする。
- 3) 段位別受験資格、再受験までの期間、受験の条件等については別に定める。

第7条 段位認定制度審査基準規程及び審査方法

段位認定制度審査基準規程(以下「審査基準規程」という。)および審査方法は、別に定める。
2 審査基準規程及び審査方法等の策定又は改定は段位認定部が行う。ただし、重要事項の決定は理事会の承認を受けるものとする。

第8条 段位認定会

段位認定制度による段位は、原則として全麵協会員が全麵協の承認を受けて開催した次に定める段位認定会における審査により認定するものとする。

- 1) 地域認定会
初段位及び二段位は、全麵協会員が開催する「地域認定会」において認定する。
この認定会は、初段位及び二段位の認定会を、全麵協会員が原則として毎年一回開催することができる。地域認定会は、原則として2日間でし、1日の受験者は一組12名で4組、最大48名までとする。ただし、1日間の場合は一組12名で5組、最大60名とする。なお、多数の応募者があり、2日間以上の認定会開催が必要と認められるときは、段位認定部と協議するものとする。
- 2) 支部認定会
三段位は、支部毎に全麵協会員が開催する「支部認定会」において認定する。
この認定会は、各支部内で原則として毎年度2回開催できるものとする。ただし、特別な事由があるときは、段位認定部と協議の上、この基準を超えて開催することができるものとする。
なお、支部認定会の受験者数については、前項を準用するものとする。
- 3) 全国認定会
四段位及び五段位は、全麵協が主催する「全国認定会」において認定する。四段位認定会の開催主管は全麵協各支部とし、五段位認定会は、おおむね一年一回開催する。
なお、全国認定会の技能審査又は書類審査の受験者数については、(1)項を準用するものとする。
また、全国認定会の運用に関する細則事項については、別に定める。

第9条 段位認定会の開催手続

前条に基づき全麵協会員が、段位認定会を開催するときは、開催日の3カ月前までに、所属支部を通じて全麵協事務局に様式第1号「段位認定会開催申請書兼後援申請書」を提出し、段位認定部の書類審査を経て理事長の承認を受けるものとする。

- 1) 前条の段位認定会の審査員は、段位認定部が選考する。
- 2) 地域および支部認定会は、受験者が15名以上になるよう努めるものとする。
ただし、高等学校において段位認定会を行う場合等で特別な事由のあるときはこの限りではないものとする。

- 3) 前項により、段位認定会を開催した全麵協会員は、認定会終了後20日以内に様式第2号「段位認定会開催結果報告書」により、全麵協事務局に報告しなければならない。
なお、各認定審査員の審査結果についても、同時に報告しなければならない。
- 4) 段位認定会を開催する支部及び全麵協会員は、段位認定部が作成した「素人そば打ち段位認定会開催と運営の手引き」等を参照し、できる限り全国統一した基準により、段位認定会が実施されるように努めなければならない。

第10条 審査員選考委員会

段位認定会の技能審査およびその他の審査を公平・公正かつ適正に実施するため、その審査を行う審査員を選考する「段位認定審査員選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置する。
2 選考委員会の構成および運営については別に定める。

第11条 認定審査員

- 段位認定会における審査を公平・公正かつ適正に行うため、全麵協に次の審査員を置く。
- 1) 特任審査員
特任審査員は、全麵協顧問、相談役、参事および全国審査員の経歴を有する者の中から適任者を理事長が委嘱する。
 - 2) 全国審査員
全国審査員は全麵協五段位認定者で、五段位に認定後2年以上経過している者で全麵協会費納入基準に定める個人として納入基準額を納付している者の中から次の条件を満たす者が「選考委員会」が選定し、理事会の承認を経て理事長が任用する。
全国審査員はすべての段位認定審査員ができるものとする。
 - ① 全麵協の活動に積極的に貢献している。
 - ② そばに関する高度な知識を有している。
 - ③ 素人そば打ち段位認定制度に精通している。
 - ④ 公平・公正な技能審査実施を有し、人格的に優れている。
 - 3) 地方審査員
地方審査員は、四段位に認定され、全麵協が実施する「地方審査員任用講習会」の受講を修了し、段位認定部会における書類審査を経て、「選考委員会」で適任であると認められる者で全麵協会費納入規程に定める個人として納入基準額を納付している者を理事会に報告し任用する。
地方審査員は、既に任用されている三段位認定者は初段位認定会、四段位認定者は初段位及び二段位認定会、五段位認定者は初段位、二段位及び三段位認定会における審査ができる。
 - 2) 地域認定会および支部認定会における審査委員長は、特任審査員、全国審査員または本基本要綱第14条に定める指定指導員若しくは段位認定部が適任であると認められた者でなければ選任することはできないものとする。
 - 3) 四段位及び五段位認定会においては、受験申込み時、所属団体の代表者の押印又は推薦を受けることになっているが、この推薦された者が受験する段位認定会には、当該推薦者は審査員となることはできないものとする。

第11条の2 名譽師範、師範、師範代

前条第1項の特任審査員として委嘱していた審査員で、段位認定制度の発展に多大な功績があり、かつ、一般社団法人全麵協の運営に大きな貢献をした審査員に対して理事長が、名譽師範、師範、師範代のみずけの称号を贈呈することができるものとする。
前項の称号については、審査員としての委嘱年数、審査回数、貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定するものとする。

第12条 段位認定会における審査員数

段位認定会の公平・公正を期すため、次の各号に定める複数の審査員による審査を行うものとする。

- 1) 基本要綱第8条第1号で定める「地域認定会」における審査員は5名で、特任審査員、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- 2) 基本要綱第8条第2号で定める「支部認定会」における審査員は5名以上で、特任審査員、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- 3) 基本要綱第8条第3号で定める「全国認定会」における審査員は5名以上で、特任審査員および全国審査員で構成するものとする。

第13条 書類審査選考委員および筆記試験等審査員の指名

四段位の四段位の事前審査(小論文、取得単位)および五段位認定会一次審査における問題、課題の作成および採点作業等は、別に定めるところにより行うものとする。
2 五段位認定会の、筆記試験および意見発表審査の審査員は、段位認定部で学識経験者、地域振興専門家及び全麵協役員等の中から適任者を選定し、理事長が委嘱するものとする。

第14条 指定指導員

- 1) 全麵協に指定指導員を置く。
- 2) 指定指導員は、段位認定事業部が四段位又は五段位に認定されている者の中からそばに関する高い知識及び技術を有し、かつ人間的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として段位認定制度の普及に貢献できると認められる者で、全麵協会費納入規程に定める個人会員として納入基準額を納付している者の中から推挙し、理事長が指名した者をもってあてる。
- 3) 指定指導員は、段位普及部長の指示により第4条第2項の任務を遂行するものとする。
- 4) 指定指導員の運用に関する事項は別に定める。

第15条 全麵協認証そば道場の開設

- 1) 全麵協は、会員から申請があったときは、そば打ちの技術、知識の普及を図るために全麵協が認証するそば打ち道場(以下「認証道場」という)の開設を承認し、これを運営させることができるものとする。
- 2) 全麵協は前項事業を推進するため研修センターを設置する。
- 3) 前項の認証道場の開設手続、運用に関する事項は別に定める。

第16条 段位認定登録者等の管理

- 1) 全麵協は、第9条の規定により、段位認定会開催委員から、段位を認定した者の報告を受領したときは、「段位認定登録者名簿」に登録し管理するものとする。
- 2) 段位認定会を開催した全麵協会員は、段位認定会に専属した者、受験しなかったが受験できなかった者、棄権した者、不合格になった者、失格した者については、全麵協事務局に報告するものとする。全麵協事務局は、報告を受領したときは、それぞれの名簿に登録し管理するものとする。
- 3) 全麵協会員は、所属する段位認定登録者の登録事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第3号「段位認定登録者の登録事項変更届」により、全麵協事務局に報告しなければならない。全麵協事務局は、報告を受領したときは、登録事項変更届の登録事項のうち、認定番号、氏名、住所(市区町村まで)、所属している団体名、認定年月日、認定会場については公開する。

第17条 疑義の解決

この要綱及び実施基準規程、審査方法等で疑義が生じた場合は、段位認定部で調査検討するものとする。この場合重要な事項については理事会に諮り承認を得るものとする。

付則

- 1) この要綱は、平成15年6月20日から施行する。
- 2) 全麵協素人そば打ち段位認定制度実施要領(平成9年7月10日制定)は廃止する。
- 3) この要綱は、平成17年5月14日から施行する。
- 4) この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
- 5) この要綱は、平成18年5月13日から施行する。
- 6) この要綱は、平成20年5月9日から施行する。
- 7) この要綱は、平成22年6月15日から施行する。
ただし、この要綱施行時点で、既に段位認定会開催について理事長の承認を受けた認定会については、旧要綱の規定を適用する。
- 8) この要綱は、平成24年5月12日から施行する。
- 9) 全麵協素人そば打ち段位認定制度実施要領(平成17年5月14日制定)は廃止する。
- 10) この基本要綱は、平成26年5月17日から施行する。
- 11) この要綱は、平成26年12月15日から施行する。
- 12) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 13) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 14) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

一般社団法人 全麺協 素人そば打ち段位認定制度審査基準規程

第1条 目的

この規程は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という)素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第7条に基づき「素人そば打ち段位認定制度」(以下「段位認定制度」という)の実施に関する実施基準及び実施方法について定めることを目的とする。

第2条 段位認定審査実施要領

段位認定審査は、初段位から三段位までは技能審査を、四段位は事前審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、意見発表及び技能審査を行う。

- 技能審査
 - 技能審査は、水回しこね、のし、切りの3工程と事前準備、衛生並びに服装検査、事後の後始末状態、総評について、本審査基準規程第4条に定める「段位認定技能審査基準」(以下「審査基準」という)及び別添資料2に定める「技能審査チェック項目」等により審査する。
 - そば粉の量
技能審査で使用する「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」の量は、審査基準規程第4条のとおり審査する段位により定める。
 - 審査で使用する道具
技能審査で使用する道具類は、手打ちにより製麺するものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助するための道具は認めない。
認定審査時に使用される用具類は、段位認定会主催者(以下「主催者」という)が用意するものとするが、包丁、切り板、こま板、棒棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。
ただし、段位認定会主催者が用意する木杵については、地域認定会においては外径約48cm、支部認定会および全国認定会においては外径約54cmのもの、ふるいについては、網目40目又は32メッシュで、外径約24cmのもので、木杵、ふるいとも全麺協が統一した規格のものを使用するものとする。
 - 審査で使用する材料
審査で使用する材料は、段位認定会主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。
 - 審査の所要時間
技能審査の所要時間は、開始の合図があってから終了の合図があるまで40分間とする。ただし、この時間を若干超過して終了した場合でも失格とせず採点は行われるものとする。
なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。
 - 切り幅
切り幅は、おおむね1.5mmから2.0mmを基準とし、地域の特徴を考慮するものとする。「切り前率」及び「つなぎりの長さ」は、本審査基準第4条の段位別に定める基準により判定する。
 - 姿勢
認定審査におけるそば打ちの姿勢は、地域の特徴を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度に個性があるかどうかについて判定する。
 - その他
食品衛生の観点から、爪、頭髮の手入れ、衣服の品性、清潔感等についても審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。
- 事前審査および一次審査
 - 四段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麺協正会員である団体代表者の承認を受けた上、「四段位認定事前審査申込書」、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麺協から出題されたそばの知識等に関する小論文の課題についての回答文書を、全麺協に提出して事前審査を受けなければならない。この事前審査に合格しなければ技能審査を受験することができない。
 - 五段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麺協正会員である団体代表者の推薦を受けた上、「五段位認定一次審査申込書」と、これまでの活動状況を記載した書類とともに、全麺協から出題された課題について的小論文を提出して第一次書類選考を受け、これに合格しなければ筆記試験を受験することができない。
 - 五段位認定会における筆記試験は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麺協および段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について調査し、さらに意見発表等により人物評価を行い総合的に判定する。
 - 四段位認定事前審査および五段位認定会一次審査、筆記試験の結果は、技能審査結果と併せて総合的に判定するものとする。

第3条 段位別受験資格等

基本要綱第6条に基づき段位別受験資格、再受験までの期間及び受験の条件等は、次のとおりとする。

- 1 段位別受験資格
 - 初段位
そば打ちを職業とし、年齢13歳以上の者であれば何人も受験することができる。
 - 二段位
基本要綱第6条第2号の定める要件を満たしており、初段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。
 - 三段位
基本要綱第6条第2号の定める要件を満たしており、二段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。
 - 四段位
基本要綱第6条第2号に定める要件を満たしており、三段位に認定後2年以上経過し、全麺協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。
 - 五段位
基本要綱第6条第2号に定める要件を満たしており、四段位に認定後3年以上経過し、全麺協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。
- 2 受験資格期日の算定基準
 - ① 受験資格の経過年数は、段位認定会の実施日を基準とする。
 - ② 受験資格で上位段受験の経過年数が15日間以内の日数不足までは、期間を満たしているものと認める。ただし、定期的に実施される段位認定会において、開催日程により、これによりかたいたときは段位認定部と協議するものとする。
 - ③ 四段位、五段位の受験資格は、年度で定められているが、この年度は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として算定するものとする。
- 3 認定講習会の受講
 - ① 四段位又は五段位の認定会を受験する者は、そばに関する高度な知識を有し、さらに全国各地のそば仲間との普及活動や貢献活動等に関する情報交換を行い、地域の指導者としての見識を高めるための、全麺協が実施する四段位又は五段位認定講習会を受講しなければならない。
 - ② この認定講習会は、上位段認定会の受験機会が3回与えられる。この回数を超えて事前審査、一次審査、筆記試験及び技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講しなければならない。ただし、全麺協が実施するそば打ち技術講習会を受講した者は、認定講習会を受講したものとみなす。
- 4 再受験までの期間
認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研修・練習を積むことが必要であり、その期間として再受験までの期間として次の通り設定する。この期間に満たない場合は、段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初 段 位	2か月以上
二 段 位	6か月以上
三 段 位	1年間以上
四 段 位	1年間以上

5 重複応募の禁止

多くの受験希望者に受験機会を公平・公正かつ平等に与えるため、複数の「段位認定会」に重複して応募する「重複応募」は禁止する。これが発覚した場合は、応募したすべての「段位認定会」の受験を無効とし、納付した受験料は返却しないものとする。

第4条 段位認定審査技能基準

- 1 初段位
そば粉の量は700g(そば粉500g、つなぎ粉200g)とする。
 - ① そば打ちが40分以内に終了している。
 - ② そばの切前率が60%以上である。
 - ③ そばを待たせても20cm位につながつている。
 - ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
 - ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

- 2 二段位
そば粉の量は1000g(そば粉800g、つなぎ粉200g)とする。
 - ① そば打ちが40分以内に終了している。
 - ② そばの切前率が70%以上である。
 - ③ そばを待たせても23cm位につながつている。
 - ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
 - ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。
- 3 三段位
そば粉の量は1500g(そば粉1200g、つなぎ粉300g)とする。ただし、年齢が75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1000g、つなぎ粉200g)とすることができる。
 - ① そば打ちが40分以内に終了している。
 - ② そばの切前率が90%以上である。
 - ③ そばを待たせても25cm位につながつている。
 - ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着いている。
 - ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末が完璧にできている。
- 4 四段位
そば粉の量は1500g(そば粉1400g、つなぎ粉100g)とする。ただし、年齢が75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1100g、つなぎ粉100g)とすることができる。
 - ① そば打ちが40分以内に終了している。
 - ② そばの切前率が95%以上である。
 - ③ そばを待たせても25cm以上につながつている。
 - ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、品格がある。
 - ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。
- 5 五段位
そば粉の量は1500g(そば粉1500g、つなぎ粉なし)とする。ただし、年齢75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1200g、つなぎ粉なし)とすることができる。
 - ① そば打ちが40分で終了している。
 - ② そばの切前率が95%以上である。
 - ③ そばを待たせても25cm以上につながつている。
 - ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、風格がある。
 - ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

第5条 受験料と認定料

- 1 受験料
段位認定会の受験者は技能審査受験申込の時に、次の受験料を段位認定会主催者に納入しなければならない。ただし四段位認定会書類審査受験者は、当該審査受験申込時に2000円、五段位認定会一次審査受験者は、当該審査申込時に3,000円の受験料を全麺協に納入しなければならない。

段 位	受 験 料	全麺協正会員団体に所属していない者および正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備 考
初 段 位	6,000円	7,000円	学生(13歳以上)
	4,000円	4,000円	
二 段 位	8,000円	9,000円	学生(13歳以上)
	4,000円	4,000円	
三 段 位	10,000円		
四 段 位	20,000円		
五 段 位	30,000円		

※ 学生は、高校生以下とする。

2 認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全麺協に納入しなければならない。

段 位	認 定 料	全麺協正会員団体に所属していない者および正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備 考
初 段 位	5,000円	8,000円	学生(13歳以上)
	4,000円	4,000円	
二 段 位	6,000円	9,000円	学生(13歳以上)
	4,000円	4,000円	
三 段 位	12,000円		
四 段 位	20,000円		
五 段 位	30,000円		

3 返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。

第6条 その他

この審査基準規程の運用にあたり、疑義あるときは段位認定事業部で検討するものとする。ただし、重要な事項については、理事会に諮り解決するものとする。

附則

- 1 この実施基準は、平成15年6月20日から施行する。
- 2 「全麺協素人そば打ち段位認定」実施基準(平成9年7月10日制定)は、廃止する。
- 3 この実施基準は、平成17年5月14日から施行する。
- 4 この実施基準は、平成17年8月1日から施行する。
- 5 この実施基準は、平成18年5月13日から施行する。
- 6 この実施基準は、平成18年9月17日から施行する。(認定講習会受講後の受講機会改正)
- 7 この実施基準は、平成19年2月4日から施行する。(非会員の受験料、登録料改正)
- 8 この実施基準は、平成19年5月12日から施行する。(受験者準備物から「ふるい」を削除)
- 9 この実施基準(17年5月14日制定)は、廃止する。
- 10 この実施基準は、平成22年6月15日から施行する。ただし、受験資格基準については、平成22年9月1日以降に開催される段位認定会から適用するものとする。
- 11 この規程は、平成26年5月17日から施行する。
- 12 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。
- 14 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

全麵協「素人そば打ち段位認定大会」**三段位** 参加申込書

ID番号			
(フリガナ) 氏名			性別
			生年月日
		男・女	西暦 月 日生 年 歳
そば粉の量 (いずれかを○で囲む)	受験日までに年齢が75歳以上の方で、そば粉の量が1.2キロを希望 する しない		
所 属	個人会員 特別個人会員 (いずれかを○で囲む)	所持 段位	二段 平成 年 月取得
	(個人会員の方は所属団体印又は、代表者印を捺印) ※特別個人会員の方は捺印不要。		取得大会
	印		取得番号
住 所	〒 —		
	都道府県	郡市区	
	アパート/マンション名		
職 業		電話番号	— —
E-mail		携帯番号	— —
FAX番号	— —		
そば打ちの プロフィール	(そば打ちのきっかけ、活動状況、研鑽方法等)		

そ の 他	(地域での活動状況、今後の抱負、身体等について審査員に対し申告事項がありましたら記入ください)		

記載事項につきましては、個人情報保護観点から「全麵協認定関係」のみ使用します。
 私は、そば打ちを業としていない、そば打ちの素人であることを誓います。
 また、そば打ちを業として収入を得ていることが判明した場合は、取得した「段位」を一般社団法人 全麵協から一方的に剥奪されても異議ありません。

令和 年 月 日

氏名 _____

